

地方行政委員会議録第二十三号

昭和三十三年四月十八日(木曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 門司 亮君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 繼義君

理事 中井 徳次郎君

青木 正君

額綱 彌三君

早川 崇君

今村 等君

北山 愛郎君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警察 視 中川 董治君

警察 刑部部長 山口 喜雄君

警察 警備部長 加藤 精三君

自治政務次官 奥野 誠亮君

自治政務次官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

自治庁事務官 奥野 誠亮君

本日、の会議に付した案件
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案(内閣提出第一三九号)
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)
警察に関する件
○門司委員長 これより会議を開きます。
国有提供施設等所在市町村助成交付

金に関する法律案並びに国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたしまして質疑に入ります。質疑の通告がございますのでこれを許します。龜山君。

○龜山委員 いわゆる基地交付税につきましては、この際ぜひ伺いたいと思ふことは、本年度は五億の予算の計上を見ておりますが、来年度十億というこのいわゆる大蔵大臣の言明というものは、これをその通り信じていいのかわるか、大臣がお見えになりませんか、奥野事務部長から、そういう確約があったかどうかということをお確かめておきたい。

○奥野政府委員 三十二年の予算案が政府部内で定められます際に、自治庁長官と大蔵大臣との間におきまして、初年度は年度の二分の一の額とするという話し合いがあったわけであり、また他の委員会におきましても大蔵省の政府委員から、初年度五億円、平年度十億円の予定であるということをお聞きしておりますので、政府部内におきまして話し合ひははつきりいたしておる、かように考へておるわけであり、

つはつきり伺いたい。
○奥野政府委員 御指摘になりましたように、駐留軍が若干引き揚げて、拡張される面よりもむしろ返還される面の方が多くなっている状態であり、また五億円ないし十億円という金額は、当初自治庁におきまして国有資産等所在市町村交付金の対象として計算しておりました金額から考へて参りますと若干少な目であるようであり、しかしこの種の施設に對しては、初年度五億円、平年度十億円の財源措置にするということになつたわけでございますので、反對に施設が若干減つて参りましたも、この金は別に減額するものではないというふうに考へておるわけであり、自治庁と大蔵省との間で話し合ひをいたして参りますのは初年度五億円、平年度十億円であり、十億円という金は当分の間そのまま据え置いていくという話し合ひになつておるわけでございます。

○龜山委員 そうすると何というか、悪い言葉で言えばつまみ金みたいなもので、固定しているということですね。事実上の、駐留軍なりあるいは自衛隊が使用しておる土地建物に関する固定資産税というものは、まあ考へ方からいへば、一つの見舞金のような感じがするが、この点はどうですか。

○奥野政府委員 駐留軍の使用にゆだねております資産の実態は非常に区々になつておるわけでございます。どの資産をとらえて対象にするかということによりまして、所要の金額にはかなりの幅があるわけであり、またこのように点が、政府内部におきましても争いがありまして、なかなかこの措置のきまらなかつたゆえんでもあつたわけでございます。しかしながら、そういうものであつてはならないということ、自治庁といたしましてはぜひ法律に基いた交付金にいたしたいし、また交付金の基準につきましてもここで明確に法令の根拠を持ちたい、かように考へて参つたわけでございます。従いまして将来ともそういう方向で運用いたして参りたいというふうに考へております。

○龜山委員 そうしますと、この法律案による各当該市町村の受くべき固定資産税にかわる金額の割合というものはどういふようになるものか、そのお見通しを一つお伺いしたい。

○奥野政府委員 それぞれの市町村にありまして対象施設の価額というものは、市町村にとつてわかつておるわけであり、今、予測できないかもしれませんが、五億円の配分が二倍になりますと、平年度ではその二倍になつていくわけでございます。また、対象施設が増減いたして参りますので、総額の十億円という金額は動きませんが、個々の市町村に配分される額は、それに伴つて若干移動して参ると思つております。

○奥野政府委員 御指摘になりましたように、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に際して、一つの行き方だろふと思つております。自治庁においても当初はそういう考へ方を持つておつたわけであり、しかしながら駐留軍の使用にゆだねております資産のうち、飛行場や演習場の用に供しておる資産も対象にいたしたいと考へておりましたし、また、もう一つ、飛行場や演習場をもその対象にする必要が生じて参るわけであり、その必要が生じて参りますと、純粋に行政目的に供して参りますような資産につきましても、固定資産税相当額の交付金を所在市町村に交付することになつて

参り、またそうなつて参りますと、交付金の範囲というものが、どこまで広がってゆくかということについて見当がつかない、こういうようなこともあるわけであり、そういうようなことから大蔵省において強く反対をされ、従つてまた今の国会に提案してありますような単独立法の形をとつたわけであり、同時にまたそういうような行政目的に提供されております資産も一部対象に加えますので、純粋に固定資産税のものではないに、そういうようなことから市町村に与えておきます財政的な影響、こういうものも交付金を交付する場合の一つの参考にするべきものではなからうか、こういうような考え方もとつて参つたわけであり、すので、従いまして現在のところこのような個別の措置で、将来ともやつて参りたいというふう存じておるわけであり、

○亀山委員 ちよつとその答弁は満足できないのですが、元来これは当初は今言われたようにいわゆる国有資産等の交付金納付金に関する問題で出されたところが、予算においてたまたま内閣所管の助成交付金になっておる。従つて今年度やむなく今提案されたような助成交付金になっておる。けれども先ほど来御答弁のように一定の基準を示してやることであれば、何ら交付金納付金と交らないのです。それならば当然これは近き将来において本筋に帰るべきものじゃないか、こう思うのですが、これを今年度はやむない方法として助成交付金になっておるけれども、助成交付金として続けるべきものではなくして、交付金納付金の法律に明確に入れるのが私は妥当であらうと

思う。奥野君は非常に苦しいかもしれぬけれども、あなたのお考えとしての方が正しいのじゃないかと思うのだが、正しければ正しいと言つて下さい。

○奥野政府委員 御指摘のように、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の中で、今問題になっております施設を対象資産として加えようとする場合には、ある程度限定せざるを得ないのじゃないか、かように考えるわけであり、言いかえれば、住宅でありますとか、あるいは厚生施設でありますとか、あるいは企業施設というふうなものにつきましては、十分その中に加えてよろしいんだという主張ができるかと私も考えておるのであります。しかしながら飛行場や演習場をそれに加えるというところにつきましては、現在の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律が予定しております考え方を若干離れると思つておられます。その法律の趣旨をさらに拡張するということ、は、やつて悪いことじゃないと思つておる、しかしながら現在の法律の範囲を越えることは事実だと思つておられます。そういうところにまた新たな問題が生じてくるわけでございますので、アメリカ合衆国の軍隊に使用されております資産を、さらに振り分けることはいたさないで、全部一括して国有提供施設所在市町村助成交付金に関する法律の中にまとめたというふうな考えなのであります。

○亀山委員 今のは一つの法律論であり、先ほど答弁された当該市町村の財政を考慮に入れるという、いわゆる見

舞的な助成的色彩があるから、単行法にしたという二つの理由だらうと思つた、これは大体一定の率を定むべきであり、またその本来の性質からいへば、交付金納付金の法律に適用の改正を加えれば、これこそ私はすつきりしたいわけの交付税納付税の対象になるんじゃないか、今年はやむなく助成交付金という妙な法律を作つたけれども、これは本筋に返るべきだと思つた、どうもいろいろ理屈を言われるけれども、あなたの本心はどうなのですか。

○奥野政府委員 市町村の立場を考慮して参りました場合には、御指摘のようにそれらの施設があるのだから、固定資産税相当額の交付金が当然に固から交付されてしかるべきだというふうな思われるわけであり、その限りにおきましては国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の中に加えることが望ましいと思つておる。しかしながらまた反面の立場から考えていきました場合に、純粋の行政目的に提供しておる資産を国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の中に加えて参りました場合には、どこまでその範囲が広がっていくかという不安もあるわけであり、その立場から言いますと別個の法律が望ましい、こういうことにならうかと思つた、現在立案をして参つておるわけでございます。

○奥野政府委員 どうも私の記憶では、だいたい前の委員会での問題を私も申し上げたときに、ある意味から言へば筋を通すという考え方で、交付金、納付金の附則によるというお考えが

あつた。やむなくば附則程度でわれわれはがまんしようと思つたが、しかし助成交付金という予算の関係もあるの、助成交付金という単行法で、目をさぶらうかと言つておるので、あなたのお考えじゃ、今の交付金納付金の法律の附則に入れるという趣旨の當時の御説明と矛盾するように思つた、が、今まだいろいろ動いていて、か、はつきり確定しない今日だから、無理にこれを本法に入れるとは言いませんけれども、交付金納付金の法律の附則に入れる程度のことと考えてもよい、しかる後にまた本法に入れる。

○奥野政府委員 私たちがこの問題を昨年の当委員会の御決議以来解決に努力して参る過程におきまして、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の本法に入れたという考え方を当初持っておりました。しかしながら、このように考え方を対峙して大蔵省事務当局は非常に強い反対をもち、従つて参つたのであります。そういうことから妥協案として附則に追加した。しかしそれでもなおいろいろ話し合いがつきません、最後に今提案しているような形をとることにいたしましたわけでございます。その間に私たちが考え方もいろいろと變つて参つてきておるわけでありまして、自治庁の考え方だけ、あるいはまた市町村の立場だ

けの考え方だけでも参らないわけでございます、そういうことから各政府部の意見も総合的に判断いたしました、このような形がさしあたりは適當だらうというふう存じておるわけでございます。しかし御指摘になりました点はよくわかるわけでございます。そういう問題につきましては運用面において問題の起らないように十分工夫して参りたいと思つております。

○奥野政府委員 今の御答弁では結局大蔵当局のいろいろの主張のために、自治庁当局はある程度引いたというふうに見えるのです。これは税の体系からいへば、私はあなたの方、つまり自治庁の主張が正しいと思つた。その点はこの際あまり遠慮なさらずに——これ以上は追及しませんが、そこで今年度は今の助成交付金は、大蔵省所管に組んであるが、来年度からは自治庁所管に組みかえますか、どうですか。その点をちよつとお伺いします。

○奥野政府委員 三十二年度の予算におきまして大蔵省所管に計上されておられます。大蔵省所管に計上するに当りまして、自治庁と大蔵省との間では所管がきまつた場合には移しかえる、こういう約束になつておつたわけであり、従つて法律案がきまつたわけであり、三十二年度の予算におきましても当然に移しかえるものと考へておられます。三十三年度から所管がきまつておられますので、当然に自治庁所管に計上されるものと考えておられます。

○奥野政府委員 最後に一つ、今の問答でわれわれの考えもわかると思つた、自治庁のお考えも、当初のお考えのように妥協せずに、すつきりした交

わつた。やむなくば附則程度でわれわれはがまんしようと思つたが、しかし助成交付金という予算の関係もあるの、助成交付金という単行法で、目をさぶらうかと言つておるので、あなたのお考えじゃ、今の交付金納付金の法律の附則に入れるという趣旨の當時の御説明と矛盾するように思つた、が、今まだいろいろ動いていて、か、はつきり確定しない今日だから、無理にこれを本法に入れるとは言いませんけれども、交付金納付金の法律の附則に入れる程度のことと考えてもよい、しかる後にまた本法に入れる。

付金、納付金のようにしてもらいた
い。助成交付金といえど何となくあい
まいな感じを持ちますから、その点だ
けを希望申し上げまして私の質問を終
ります。

○門司委員長 それでは国有振興施設
等所在市町村助成交付金に関する法律
案並びに国有資産等所在市町村交付金
及び納付金に関する法律の一部を改正
する法律案、この両案に対する質疑に
つきましては、一応この程度でとどめ
ます。

○門司委員長 次に警察に関する件に
ついて調査を進めたいと思ひます。

○龜山委員 警察庁の長官が見えてお
りますから、御質問は大分県の問題だ
と思ひますが、養生事件に関する問題
だけは本日はお触れにならぬように、
委員長のお取り計らいをお願いします。

○門司委員長 質疑の通告がございま
すのでこれを許します。中井徳次郎
君。

なとお見えになっておりますのは石
井警察庁長官だけでございます。各
部長はまだお見えになっておりませ
んで、そのつもりで御質問願ひたい
と思ひます。

○中井委員 当委員会といたしまし
て、警察関係につきましては久しぶ
りでございます。本日お尋ねをいたし
たいのは、だいたい警察関係で問題がた
くさんございまして、今他の委員から発
言のありました養生事件等につきま
しても、お尋ねをいたしたいと思ひま
す。本日はさしあたり同じ九州方面で
問題になっております別府市の騒擾事
件につきまして、警察の態度その他に
ついてお尋ねをいたしたいと思ひま

あります。

この事件は三月の終りから非常に長
い間の西日本における大問題であつた
と思ひてございまして、その間に私
ども新聞紙上その他で知る範圍におき
ましては、警察のとりまされたやり方と
いたしましては、本部の方ではかなり
峻厳な方策をとられたようでありま
す。そこへ参りますまでの間に非常に
もたもたとしたしてある、こういう印
象を持つわけでありまして、最初に警
察庁といたしましては、この事件につ
いてどういう措置をとられ、どうい
う経過であつたか、一応それを伺つて
から質問をいたしたい、かように思
ひます。

○石井(衆)政委員 ただいま御質問
の、先般の大分県別府市におけるい
ゆる暴力団のなわ張り争ひに基く殺傷
事件の発生いたしましたことは、ま
ことに遺憾なことでございます。今回
この事案の概要をまず申し上げたい
と思ひます。

事の起りは、別府市に今回開かれま
した博覧会の施設の利権をめぐる争
ひ、具体的に申しますと、土地のい
ゆる暴力団と目せられる組が二つご
ざいまして、井田組と石井組でござ
います。この両者の間に今申します博
覧会の施設の利権をめぐる争ひが
ら、三月二十七日に井田派のある若
者が、石井組の親分である石井一
郎氏に對しまして拳銃による殺人未
遂事件を起したのでございまして、
これは現場において直ちに現行犯と
して逮捕いたしまして、また同時に
拳銃、実包等も押収をいたしたので
ございまして、これがきっかけとな
りまして、今度は親分がやられたとい
うので、石

井派の若い人たちが相手の井田派に
對して何らかの仕返しをしようとい
う事案として発生いたしましたのが三
月三十一日、井田派に属する市会
議員の堀泰二郎という方に対して、
石井派の富永という若い人が三月三
十一日の夕刻午後七時ごろ、市
議員が知人のところへたずねてい
く途中を要し、あいくちをもつて胸
部をうしろより突き刺し、死に至ら
しめた、こういう事案が発生した
のでございまして、凶器に用
いたした短刀一振りもその際押収
いたしましたのでございまして、こ
うした事案がございまして、地元
の警察といたしましては、別府署
はもとよりのこと、大分県警察本
部としましては付近の警察署
よりも必要な警察官を動員いた
しまして、これが警戒に當り、自
後さうした不祥事案の発生すること
のないよう、最善を尽くし、い
ゆるパトロールの強化、また関
係者が集結していろいろ動きを見
せるであろうと思われるところの
警戒、またねらわれるであろうと
ころのそれぞれの両派の幹部、こ
うしたものの身辺の警戒と申しま
すか、そういった点につきまして最
善の措置を講じたのでございま
す。従いまして、格別の具体的な
事案は起らなかつたのでございま
すが、さうしたことをめぐりま
して、市中にきわめて不穏な空
気がみなぎっておるといふことは、
善良なる市民の方々の日常生活に
もきわめて不安を与えるわけで
ございまして、警察としましては
一刻も早くさうした陰うつな空
気を一掃するために十分警戒に
當ると同時に、さうした問

題を起すおそれのある者がい
ゆる凶器を持つておるといふこと
が、何といたしてもさうした不
祥事をさらに起すことにもなり
ますので、彼らの持つておると
ころの武器を押収捜索するとい
う事に出たのでございまして、四
月八日に第一回の押収捜索を
実施いたしたのでございまして、
武器を押収捜索されたことによ
りまして、いわば武装解除され
たことによつて、暴力団の人た
ちは非常に劣勢を感じるわけ
で、もし相手方にまたさうい
う虚に乘じてなぐり込みを
かけられてくると非常に不利
である、ひげをとるおそれが
ある、近隣の同じ仲間
の者たちに応援加勢を求めた。
これは両派ともそれぞれさうい
う措置をとつておるのでござ
いまして、近隣の福岡県ある
いは熊本県等より応援隊が
繰り出す、相手の井田派の方
に對しては、主として四国の
香川縣あるいは徳島縣方面
から応援隊が繰り出してく
る、こういう情勢に立ち
至つたのでございまして、こ
こで警察といたしましては、
ひとり地元の大分県本部のみ
ならず、さうした関係の近
接した県から応援に出かける
であろうと思われような形
勢にあるという情報に基きま
して十分警戒に當つたので
ございまして、武器等を携
行して大分にはせざる応援隊
を未然に発見し、これを阻止
するといふ措置を、それぞれ
の関係県においてはとつた
のでございまして、それによ
りましてある程度成功いた
したのでございまして、中
には巧妙に三々五々大分
県の方に向ういた者があつ
たのでございまして、結局
四月十日が最もさうした
外部からの応援隊の集結
した時期でもあつたので
ござい

すが、今申しました両派に
對する応援隊が、四圍ある
いは熊本県、福岡県か
らはせ参じた者が両派
合せて約百五十名くら
いになつておつたかと思
ひます。それに地元にお
ります両方の組の関係者
等を合せまして最盛期と
申しますか、さうした
関係者が別府の町に一
番多く集まつた時期は
十日、十一日のころで
ございまして、総計で
二百五十名ないし三百
名近い数になつたと思
ひます。そこで警察と
いたしましては、さうい
ふふうの多く者が集
まつてきて、いつまた
再び不祥事件を惹起す
かわからないといふ
情勢にありましては、
市民の日常生活にも
非常に大きな不安を
与えるわけでござい
ますので、これを解散
せしめるという措置
に出たのでございま
す。四月十日の午前
十時半にまず第一回
の解散の警告を両
方の幹部に申し渡
したのでございま
す。両派の幹部は一
応これを了承いた
したのでございま
す。従つて警察
といたしましては、
しばらく模様を見
ておつたのでござ
いまして、その日の
うちに約東通り解
散をしないという
状況にございま
したので、翌十一
日、即ち十一日
の午後六時まで
再び第二回目の
警告を發した
のでござい
ます。そのときは
夕方午後六時
までには解散を
させるという
両派の幹部の
意思表示があ
つたのでござ
いまして、そ
こで夕方まで
様子を見てお
りましたところ、
五、六時になり
まして依然と
してまだ解散
の気配が見え
ないといふ
ので、さらに
午後七時に第
三回の解散
警告をいたし
たのでござい
ます。これ
によつて初
めてそれぞ
れの県外から
応援に来て
おつた者が
三々五々引
き揚げた
のでござい
ますが、な
お十二時

をひつとらまえてくる方法は幾らでもあろうかと思うのでありますが、どうですか。この点どうも今の御答弁では私は満足できませんが、この大分県の警察のやり方について——私が特に大分県と言いますのは、九州管区の警察局長とかいう連中、あるいはまた検察庁方面においては断々固としてやると書いてあるのです。書いてあるのだが、現実の姿を見ると十七日間もたまたまいたしている。ここに私は実はこの事件の盲点があるように思いますので、この点について警察当局としてはどういう考え方であるか、重ねて一つお尋ねをいたしたいと思います。

○石井(榮)政府委員 警察はどこまで不法な事案に対しましては真相を糾明いたしましたして、その責任を追及するという根本方針を堅持しているのございまして、今回のこの別府の事件につきましても、先ほど御報告申し上げました通り、相当時間をこまぬいておたかか見える節もありまして、そういう点には私は実は反省の余地があるというふうに考えているのであります。発生しました事案に対しての関係者の逮捕その他の処置につきましては、今までもある程度やっておりますし、さらに引き続きやっていると、ことを先ほど申し上げたのでございませう。

なお先ほどこの種の事案については警察がえてしていわゆる町の暴力団、ボスとのくされ縁があって、そのために取締りが鈍っているのではないかと、いう御指摘がありますが、過去においてそういうことをいろいろ御批判をいただいておりますが、その点は私も十分反省しなければならぬ点である

と感じまして、鋭意そうしたいわゆるくされ縁ということを断ち切る。そうして警察はどこまでも厳正公平な強力な取締りができるように、警察官みずからも身を持することを厳にして、そういうした情実因縁によって公務がゆがめられることのないことを期し、またその努力をいたしているのございまして、今日過去の警察制度の、特に自治体警察の悪口めいたことは、いまさら言いたくないのございまして、けれども、過去の制度の自治体警察時代に、得てしてその土地の有力者と警察幹部との間に非常に深いつながり、情実因縁がございまして、執行務が鈍くなるといったような傾向が絶無ではなかったと思うのであります。そうした名残り制度が改正以後においても、所によってはあるいは若干その残滓があるといふことも、これも遺憾ながら否定できないかと思っております。そうした点は極力異動の機会に適正配置をいたしまして、くされ縁を断つというところに努めておるのでございまして、一々に人の入れかえというようなことは言うべくしてございまして、今日、あるいは所によつては多少そういう関係のところもあり、それが取締りに何がしか影響しているというやうなことがあると思つておるならば、こういう点は即刻是正すべきものであると私はかように考えておるのであります。現地の大分県についてもそういう点はなかつたかどうかといったやうな点を、大分県の本部長にも十分反省を促しておるやうな次第でございませう。

○中井委員 今の御答弁ですが、自治体警察のときはこういう裏からのくされ縁といひますか、因縁といひますか、町の有力者との関係があつてなかなかやりにくい、確かにそういう面もなかつたわけではないでございませう。しかしそれが全部の自治体警察の性格であつたと私は断じて言ひ得ないと思つておるやうな面がございませう。ケートな段階に行きますと、私はかつてやはりそれを執行する人間の質の問題になつてくるのじゃないかと思つておるやうな面がございませう。まして、何も国警になつたから因縁がなくなつたといふやうなことは全然言へません。また逆にこれで安心だといふのでぬくぬくとやつておる、市民は身近かなところで見えておるやうな面、逆に遠いところから指揮監督されるやうな形であるから、のんびりだらりとなつた方が、私はかえつて多いのじゃないかとかやうに考えておるのであります。その具体例がこの別府事件のやうに思ひまして、まことにどうも手ぬるいのであります。あなた自身もいたしましては、おそらくこれは別府の警察の署長以下幹部というものの人事権は、直接お持ちになつておらぬと思つておるやうな面がございませう。今も御答弁にありました、嚴重に大分の警察に対しては今後警察当局の責任というものを追及してやらわなないことには、私は筋金が入らなうと思つておるやうな面がございませう。東京や福岡では張り切つておりましたも、現地に於いては、さういふやうな形であつては断じてならぬと思つておるやうな面がございませう。

でございませうか。このあとの処置について、別府関係の警察官の処罰その他はまだ進んでおられないのでありませうか、どういふお考えでございませうか。
○石井(榮)政府委員 ただいまの点はお言葉にもありました通り大分県警察本部長が任命権者でございませう。私が直接これ指図することはできないのでありますが、先ほどお答えいたしました通り、大分県警察本部長に対しては、別府警察署の人的構成等から見て、警察取締りが適正にできないといふやうなことがないかどうか、そういった点を十分に反省するやうに今申しておるのであります。聞くところによりますと、大分県におきましては三月末に県下にながしかの警察異動を計画し実施いたしましたのございませう。ところがあいに別府では三月下旬にさういふ問題が起つておりましたために、別府関係は異動のうちに置いた。これもさういふ少く異動があるとか、あるいは事件の起るのもつとおそかつたならば、異動は予定通りできたであらうといふことを本部長は漏らしておりました。そういう関係で大分県本部長としましては、先ほど申しましたやうに、長く同じ署におつていわゆる町の有力者、ボスなどとくされ縁のできておるやうなものを断ち切るという配慮については、十分考慮しておつたやうでございませう。遺憾ながら今回の事案にぶつかる前に、さういふ措置を取り得なかつたといふ点は残念でございませうが、なお今回の取締りの結果に徴して警察官の職務怠慢と申しませうか、さういふ点で責任を追求するかどうかと

いう点につきましては、これは今後十分に真相を究明いたしまして、もし職務怠慢等による責任を追求しなければならぬやうな事案があるならば、本部長においても当然考えられるものと思つておるやうな面がございませう。私からもまたその点は十分注意を喚起しておきたいと思つております。
○中井委員 それから先ほどもちよつとお尋ねしましたが御答弁がなかつたやうですが、この一方の旗がしらであらうかと申します、この一方の旗がしらであります井田市議員というものが警察の保護を求めてきましたのですが、これについてはどういふことでもってそのまま帰したのか、その辺の事情はわかりませうか。
○中井(重)政府委員 井田榮作という名前の方ですが、この方から、自分はあちこちねらわれておるから身の危険を感じる、どうか警察署において保護してもらいたいといふ申し出がございました。時に四月の八日だつたと思つておりました。それで警察といたしましては、これは当然でございませうが、人命の保護をするのは責務でございませうので、法律の根拠は本人の申し出でございませうから、本人の申し出に基いて保護しておつたわけですが、さういふと最初のうち、さういふやうに保護を申し出ておつたのですけれども、もう大体帰つてもいいと本人が言ひ出しましたものから、本人の申し出に基いて警察の保護から離れて自宅に帰つた、さういふ状況でございませう。
○中井委員 本人がもうほつほつ帰つてもいいと言つて帰つた、今度は自分の派を集めて自分の派が大體集まつたので、もう大丈夫だと言つて帰つたといふことになると、これは全く警察を

逆用して、自分が市会議員である、相当な有力者である地位でもって警察を逆用して、警察がまんまと一ぱいひっかかったということをおぼろげを得ないのですか、この点はどうかですか。

○中川(董)政府委員 これは自分らの私兵が集まるまでの間危ないから警察に集まるまでから帰るといふことにならなかつたかという御質問でございますが、事実はそのようになって、大體危ない気がなくなつてしまつて、警察の方では四月十日、十一日に解散命令をおつたわけですが、その解散措置等によって一カ所に集結しておる関係者が解散する状態になつて両方とも解散して行く、こういうこと等の関連もあつて大體本人も安心感を得たのだらうと思つて、帰してもらつたといふ言つた。それからもう一つ御質問の自分たちの私兵を集めておつたのじやないかという点なんです、そういうことがはつきりいたしました、その目的がだれかを脅迫する、だれかを殺傷する目的で、(「殺人だ」と呼ぶ者あり)た

と云はば殺人の目的でそういうことをやつたといふことになれば、もちろん刑法の教唆犯でありますので、そういう点は資料によつて判明できることになりません。どしどし教唆犯によつて措置できるものだと考えます。それで大分県当局におきましては、実行行為者等につきましては現に十二名ばかり逮捕済みでございますので、その教唆関係等につきましてはそれぞれ判明しております。判明した結果本人に及ぶかどうかという点は、今後の捜査に待たざるを得ないと思つておられます。中井さんの御質問においては本人がそういう教唆に關連しておるとき趣旨の

お話でございますが、そういう点の明らかになればやつて参りたいと思つても、今のところ本人が殺人の目的また脅迫の目的で事を処理したという状態は、たゞいままだ明確に出しておらないようであります。

○中井委員 今の御答弁で見ると、まだ皆さんは非常に甘いように思つておられます。八日に警察に保護を求められて、十日に帰つた。解散命令は出さなかつた。その十日に西日本の新聞記者が文句を言ひにその集団のまん中に飛び込んでいったところが、井田がおつた、こういうのでありますから、これはやはり先ほど申し上げたように、どうもあつたときだけは警察へ逃げておつた、おれたちの子分が集まつてきた、もう大丈夫だといふので帰つていったといふふうなにおいがどうもしてならぬのであります。しかしこういう事実問題まで、国会が一々とらまえて言うの、どうかと思つて、私はこういう点ばかりをめぐつて、私にはどうも下部の方に指示をしてもらいたい。こういう人に限りまして、實際お目にかかると非常にものやわらかで、表面紳士的であるといふふうな人が最近非常に多いのですから、念のために申し上げておきたいと思つておられます。

は警察は一段と峻厳にやつてもらいたいといふことを申し上げておくのであります。次に、これに關連しまして、こういう事件がありますと、捜索をいたしますと、ピストルが何丁出たとか、太

刀が何本出たとか、非常に武器が出てくるわけであり、これは何回もやりやりになつておるのに出て参ります。この新聞記事を見ますと、美術品として登録してあるのやむを得ない、ここまで行きますと、それは法律のいろいろの解釈もありましようけれども、こういうテキ屋だとかなんだとかいふうちに、たくさん美術品の天下の名刀があるとも私は思えないのであります。この辺のところはどうでございますか。もつと徹底的にこういうものの押収というふうなことをおやりになる意思はあるのかないのか、伺つておきたい。

○中川(董)政府委員 まず中井さんの最初の点でございますが、よくお間違ひにならないと思つておられます。本件関係者に井田榮作といふ名前の方と井田与次郎といふ名前の方がございます。これは兄弟であります。榮作さんが弟で、与次郎さんが兄でございます。それで警察以外におりましたのは兄さんでございます、榮作さんの方はそのときは警察署で保護中であり、その点御了承願います。

それから第二の銃砲、拳銃その他凶器類の取締りでございます。これは御案内かと思つておられます。私の方で所管しております法律の、当委員会で御審議いただいた銃砲刀剣類等所持取締令というのがございまして、拳銃はいけません。それから御質問がございまして、登録刀剣は、文化財保護委員会が美術品なりとして登録を受理したというのにつぎまして、原則として合法でございます。ところがその文化財を、文化財の目的を逸脱いたしましたして、人を殺傷する目的

を持って所持していると認められる限りは、法律違反でございます。その点については現場の認定等においていろいろ困難な問題が起るのであります。が、その場の客観情勢から、文化財の趣旨を越えて人を殺傷する目的と認められる限りにおいては、非合法でございますので、今回の事案につきましても、文化財として登録を受けたものであつても押収をいたしております。それが今の文化財に關するお答えでございますが、一般的なこういう危険物を警察はもつと取り締らうと思つて、まことに同感でございます。この点につきましましては、警察は歴年の取締りに全力を上げて努力いたしております。毎年こういうものをいろいろ検

挙いたしておるのであります。これは御案内かと思つておられます。も、やみくもに人のうちを捜索することではできませんので、何のそれがしは拳銃を持っておる、その資料に基いて、裁判官の令状に基いて捜索して行く、こういう手続を、憲法の趣旨に基いて、制限がございまして、その制限を厳重に遵守しまして徹底した取締りをやっております、その結果相当な押収拳銃等もございまして、いまだ見つからぬ拳銃が地下で取引されておる、あるいは持っておる、こういう情勢がまだ尽きませんので、今後とも徹底的にこの取締りはやつて参りたいと思つておられます。

○中井委員 今の武器の問題であります、今の法律の建前からいくと、

今中川君からの御答弁のようであり、問題は、そういう洗い方を、いつまでたつてもあとから追つかけるような形であるが、拳銃の出所というものは一体どういふところからございませうか。そういうものを十分押さえてからなかつた、私はなかなか効果は上りにくいと思つておられますが、こういうものの出所は一体どういふところからございませうか。

○中川(董)政府委員 私どもはその点まことに問題の本質だと思つて、常にいろいろな取締りのつど考へておるでございますが、現在までのところ大部分は、おおむね八割は、かねがね終戦以前から当時軍そのほかが出たものが今日出るといふものであります。終戦後は御案内のように進駐軍が参りまして、現在は日米安全保障条約によつて米軍が駐留しておるわけですが、その関係等から出やせぬかといふことをわれわれ着意をもちまして、関係の米國憲兵機関とも私常に連絡に當つておるわけであり、憲兵機関も大いに協力していただいておりますが、この方面から若干ございます。若干ありますけれども、現在のところまだ大部分は、昔から日本にあつた拳銃で、それが八割くらいでございます。二割くらいは進駐軍が持つておつたであろうものが、あるいは遺失したとかあるいは盗まれたとか、場合に

よつてはそれを第三者に売つた結果それが出てくる、こういう事案がございませう。従つて二割くらいといへども、やはり拳銃という危険物は重要なことであるので、われわれは米國の憲兵機関と密接な連絡をとりまして、厳

時に、捜査の技術的な面あるいは法律解釈の問題、そういった面の教養をみっちり身につけて、自信をもって取り締り、また適正な捜査取柄ができるように警察官を教養していくということが、私は根本問題であらうと思うのでございまして、そうした点を今日までも引き継ぎやっておりますが、その足りない点がありますならば、反省してさらに改善工夫をこらして参りまして、要するに強い正しいりっぱな警察官を作り上げて、こうした問題の取締りに当って十分実効を上げ得るような体制を作り上げたい、その一つの方法として、くされ縁等を断つために、現在いる場所から他の適当な場所に配置がえをするというようにことも申し上げたのでございまして、これはほんとう言うならば枝葉末節と申しますか、むしろ根本の問題は先ほど申し上げましたような点にあると私は考えているのでございます。

○加賀田委員 非常にけっこうな、警察職員の暴力排除の決意を固めて教養を高めるといってお話ですが、それで私はお尋ねいたしたいのですが、昨年の花見のときに、横浜でやはり警察官と自動車会社の職員と大きな暴力事件が起って、本委員会で問題になったときに、長官は警察官の教養を高めるために抜本的な対策と努力をする、そうして将来そういうものが根絶するように努力すると約束されたのですが、私たちもそれを期待しておった。ところが、一昨日また多摩川のところでも十数名の警官と花見の客と乱闘事件が起った。同じようなことを繰り返している。もちろん警察の人だって、私服を着て花見に行くことは私はいいと思

う。しかしそういう暴力を阻止するための、あるいは国民の生命や財産を守るための職責のある方が、いかに勤務外の時間とはいいながら、花見のお客さんとみずから傷害事件を起すようなことは、私は一年前長官が約束された、警察官の教養を高めるように抜本的な努力をし、協力をするというような約束の一年後に起った問題として、非常に遺憾だと思っておりますが、内容がわかっておいたら説明していただきたいということ、一年間警察官の教養を高めるためにどういう抜本的な対策を講じたか、この二点だけを質問いたして私の質問を終わりたいと思っております。

○石井(警)政府委員 ちょうど一年前に、警視庁の予備隊の者が神奈川県江ノ島にレクリエーションに参りましたときに、横浜市戸塚において民間の方との間にトラブルを起して、双方にけがを出したという不祥事を発生いたしましたことは、まことに遺憾なことでありました。当時私は深く当委員会に、今後再びそういうことの起らないように、警察官の教養指導については最善を尽くしたいというお約束を確かにいたしましたのでございまして、自來この点につきまして、全国の警察職員に対しては、幹部を通じて末端まで十分にその趣旨を浸透せしめ、そうした不祥事の再び起らないように、指導教養には、それぞれの県の実情に応じて、適切な措置を講じてもらうように指示をいたして参ったのでございまして。各府県におきましても、そうした点については各府県本部長も十分努力をしてくれたものと私は考えておるのでございまして。しかるに不幸にいたしまし

て、このたび再び類似の事案の発生を見ましたことはまことに遺憾に存じ、かつ申しわけないと思っております。ごさい。事案の概要は目下詳細報告方を警視庁に下命いたしておるところでございまして、私はまだ詳細を承知いたしておりませんので、ここで御報告できませんことはなはだ申しわけないと思っておりますが、昨日まで概略を聞いたところによりまして、一昨十六日の午後三時半ごろの事案であるというふう聞いております。場所は神奈川県稲田堤であつたかと思つておりますが、警視庁の杉並警察署の公安係長以下十三名であつたかと思つておりますが、非番を利用してレクリエーション、当節の花見をいたしましたわけでございます。花をめでつた一ぱい飲んでおつたときに、艶歌師を呼んでそれを聞いておつた。そこへ隣にやはり同様花見に来ておりました町の若い人たちが、艶歌師に何か因縁をつけて口論、けんかが始まりました。それでその杉並の警察署員はむしろそれをとめるべく間に入つたところ、相手方からビールびんその他でなぐる、けらといつたような暴行を受けた、警察官の方はたしか八名がけがをしたというふうに報告を聞いておるのでございませう。果してその通りの経過であつたかどうか、目下詳細調査をいたしておるところでございまして。いずれこの点はまた後日適当な機会に御報告申し上げます。と思つております。いづれにしても、そうした花見の場所、相手方が他の者とけんかをしておるといふことであつても、警察官としてそういう場面に出席している以上は、先ほどお話し通りこれを円満に解決し、人

命、身体の保護をはかるといふ警察の職責にかんがみ、適切な処置をとるべきであることは申すまでもないところであります。酒を飲んでおつたといふことから、そうした適切な処置がとられなかったといふことは、まことに残念に思つております。昨年からちょうど一年たった今日、再び同じ警視庁管下でそうした問題が起つたといふことは、私は警視庁の幹部に對しても十分反省を促し、今後の指導、教養についでさらに工夫をこらして参りたいと思つておるのでございまして。こうした事案を再び起しましたことを衷心よりおわび申し上げますと同時に、この事案のその後の解決につきまして最善を尽くすと同時に、今後再びそうした不祥事の起らないように、重ねて一そうの努力をお誓い申し上げます。御了承願いたいと存じます。

○門司委員 もう一つこの機会に聞いておきたいのだが、この事件の問題で、警察の立場からものを見る見方と、市民のものを見る見方との間に非常に大きな相違があると思つた。新聞にも書かれておるように、この事件は平和であるべき別府市に、相当長い期間市民に非常に大きな不安を与えていた。その間警察は一体何をしておつたかといふことが、市民の一つの懸念の点であり、やはりこういう問題になる一つの大きな問題だと思つた。従つて事案に對する警察の見方と市民の見方が非常に違つておるように見えるのだ。警察はこれらの問題について、こういうものをどう考えておるかといふことです。具体的に一つ聞いておきたいと思つたことは、警察がこの種の事件を解決することのために、われわれし

ろうとなりに考えれば二つの問題があると思つた。一つは集團してある、いわゆる一つの集會と思われような形ができておる。この集會が無届であつたのか、届けられて合法的に行われておつたかといふことである。ことにそういう不安な状態にある場合に、これらの集會をしておるものについては、当然集會に對する警察としては何らかの処置がとらるべきであると思つた。これに對して警察はどう考えておつたかといふことです。

○中川(警)政府委員 今回西派で殺人未遂、殺人事件が起りまして、関係者がよりより集まつておる状態を、警察として規制していきけるかどうかといふ問題ですが、私も並びに現地においても十分検討いたしましたのでありますが、集會といふ概念に當てはまるかどうかといふ問題も一つありますけれども、地方によりましては集會等の規制に関する条例の設けられてある地方もあるわけですが、当大分県においてはございませぬ。そうするとあとは國の法律といふことになるわけですが、國の法律でやるといふ段になりますと、われわれが考えましたのは刑法百七条でございます。刑法百七条の關係で、そういう不法な集會があつた場合にこれを制止する、三べん言つて聞かされた場合これを検挙するといふ規定を現地並びにわれわれも考えたわけですが、文章も「多衆聚會」といふ言葉を使つております。この「多衆聚會」といふ意味は、大審院の判例にあるわけですが、一応静謐を害するといふことが要件になつておるわけで、いろいろ不法な暴行脅迫のために一応静謐を害

る。しかしそういう暴力を阻止するための、あるいは国民の生命や財産を守るための職責のある方が、いかに勤務外の時間とはいいながら、花見のお客さんとみずから傷害事件を起すようなことは、私は一年前長官が約束された、警察官の教養を高めるように抜本的な努力をし、協力をするというような約束の一年後に起った問題として、非常に遺憾だと思っておりますが、内容がわかっておいたら説明していただきたいということ、一年間警察官の教養を高めるためにどういう抜本的な対策を講じたか、この二点だけを質問いたして私の質問を終わりたいと思っております。

するという状況を見る、こういうふう
に認識しなければいかぬわけですが、
われわれいろいろ現地の状況等にかん
がみて、少くとも十日、十一日の状態
につきましても、そういうおそれが十
分考えられましたので、従いまして十
日、十一日につきましてはそういう刑
法百七条を念頭にいたしまして解散の
命令の措置をいたしましたのでござい
ます。しからば十日、十一日の関係はそ
れでいいとして、九日以前はどうかと
いうことになるわけですが、人間が集
まったのはおおむね十日でございます
ので、九日以前には病院に若干おると
いう状態なんぞございしますが、これ
を刑法百七条で取り締まるという点につ
きましては、少くとも過去の判例等から
見ると若干問題がある、こういうふう
に考えましたので、現地では銃砲等不
法所持の事件で踏み込みまして、これ
で拳銃等を押収するという措置を講じ
たのでございます。

それで委員長のお尋ねの点につ
いて、現地では住民の間において大へん
不安があるということも十分認識いた
しまして、そういう法令を適用して説
諭をいたしたのでございますが、そう
いう点については警察活動を機微活発に
やるという点は、われわれも同業に考
えておるのでございます。今回の事件
もそういう点について苦心したつもり
でございますけれども、今後ともそう
いう苦心をさらに重ねまして、住氏の
方々にいたずらな不安を与えないとい
うことが警察の重要な責任だと思いま
すので、今後におきましては現地で行
われるこの種事案につきましては徹底
した処置を行いたいと思っております。

○中井委員 最後はこの問題で、質疑
の中でお答えがあったわけですが、私
ども暴力団の全貌はどういうものであ
るか非常に知りたいと思っております。
中川君の方で各県別にお調べになつて
おるといふことでございましたから、ま
た全国的なこのグループもあるように
聞いておりますし、願えましたらその
暴力団一覽表といひますか、そういう
ものでも一つ当委員会に参考資料とし
て出していただきたい、かように思
います。

○中川(董)政府委員 先ほどわれわれ
は十分調べておると申し上げました
が、これはこういうことなんでござい
ます。われわれ暴力団を十分調べてお
るゆえんのは、こういう人たちが
が暴力を犯しはせぬだろうかという角
度で調べておるわけです。そういう調
べる根拠になりましたのは、過去にそ
ういう行為をやった者、過去に暴力で
犯罪の罪に問われた者が一つの要点で
ございます。過去はそういうことはな
いけれども、最近の暴行、生活、行動
から見ても、最近の暴行、生活、行動
から見ておかしきという点もございま
す。まず前段の過去の点について、過
去に一ぺん暴力で罪を犯したからそれ
を調べて、警察官が一生懸命相手方を
調べるのはいいけれども、それを国民
の前に明らかにするといふ問題になり
ますと、やはり司法保護事業といいま
すか、過去においては犯罪を犯したけ
れども、大いに直ろうという点もあり
ますので、その点はめったなことでは
きません。過去において経歴がなく
も、現在の生活、行動等から見てもお
かしいという点もやっておりますけれど
も、これは犯罪行為が出る以前の状態
でございますので、行為の出ない者

を——われわれは皆さんを信用しない
わけではございませんけれども、一般
の者に明らかにするのは、これまた憲
法に保障された人権の問題もございま
すので、一覽表にして差し上げること
はごかんべん願いたいと思ひます。

○中井委員 ごもつともだと思いま
す。その点は私も考えておったのであ
りますが、何も何の誰兵衛といふこと
でなく、大体日本にどのくらいいる
か、相対的な数に上るだろうかと思ひま
す。必要によりましたら、秘抜いでも
けっこうでありますから、ぜひ今後の
研究資料にちょうだいしたいと思いま
す。人名なんかけっこうです。そうい
う意味において要求するのでありま
す。

○中川(董)政府委員 たいだいま私の申
しましたことを考えながら、御趣旨に
沿うように努力いたしたいと思いま
す。

○門司委員長 本日はこの程度にとど
めまして、次会は明十九日の午前十時
三十分から開会することにいたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十二分散会

昭和三十三年四月二十日印刷

昭和三十三年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局